住宅・建築物アスベスト改修事業の概要

○ 住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)

・アスベスト含有調査等に係る補助（定額補助（上限25万円/棟））

・アスベスト除去等に係る補助

公共実施：1/3以内

民間実施：地方公共団体1/3以内、国1/3以内（地方公共団体の補助額を超えない範囲）
合計2/3以内

◇補助対象（含有調査・除去事業）

対象となる材料	参考
吹付けアスベスト	建築基準法の規制対象(告示第1172号)
アスベスト含有吹付けロックウール	

※アスベスト含有吹付けバーミキュライト(ひる石)・アスベスト含有吹付けパーライトについては、建築基準法の規制対象外であるため、含有調査・除去事業の補助対象とはされておりません。ただし、含有調査においては、その結果が当該材料のみであった場合など、上記の対象となる材料が含まれない場合であっても、補助対象とすることが可能です。

◇交付対象事業：（民間実施）令和12 年度末までに着手したもの
（公共実施）令和10 年度末までに着手したもの　（※期限延長）

◇補助制度創設市町村

・調査：大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、箕面市、門真市、東大阪市、阪南市（11市）

・除去：大阪市、堺市、豊中市、門真市（４市）